

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育部	持田 一也
1. 現状と課題	
<p>① 近年、猛暑が予想される夏の気候に対し、熱中症予防を図りながら体育の授業や部活動を行うにあたり、屋内運動施設等への空調機器導入の必要性が高まっている。加えて災害時の避難所としても利用される学校の屋内運動施設についても空調機器設置は重要な意味を持つ。</p> <p>② 不登校児童生徒及び保護者への支援をきめ細かに行うとともに、新たな不登校を出さないための取組や学校復帰に向けた取組を、工夫・改善させていく必要がある。</p> <p>③ 児童虐待については、虐待事案がより複雑となってきたことから、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図っていく必要がある。</p> <p>④ 生涯学習については、町民の学習意欲を高めるため、町民ニーズや生活課題に応じた学習機会と学習情報を提供していく必要がある。また、あらゆる機会、あらゆる場所において学習できるよう、公民館については事業の充実と利便性の向上を図るとともに、図書館については指定者管理者と緊密な連携を図っていく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 令和6年度は学校の屋内運動施設等への空調機器導入設置工事に向けた、調査設計を行い導入機器や費用、工事期間などを検討し設置工事への準備を行う。</p> <p>② 児童生徒・保護者に寄り添い、個に応じた支援を行う。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制や家庭支援を実施し、適応指導教室等の関係する施設と連携を図りながら、組織的不登校対応に取り組む。</p> <p>③ 児童虐待については、広報紙や町ホームページ、各種のイベントなど様々な機会を捉えて虐待防止のための啓発を行うとともに、相談・支援体制を強化し、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して情報共有を行い、要保護児童世帯等を継続的に支援していく。また、子育てに関わる職員等を対象に虐待に関する研修会を実施し、当該職員等の資質向上を図る。</p> <p>④ 生涯学習については、あらゆる機会、あらゆる場所において学習できるよう、施設の利便性の向上を図るとともに、ライフステージに応じた学習機会と学習情報を提供していく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 中学校屋内運動施設等への空調機器導入設置工事に向けた設計、予算措置を行い入札準備を行った。落札後は、令和7年度の夏までの導入を目指した進捗管理を行う。</p> <p>② 小学校への「心の相談員」配置と不登校対応教室づくりを行い、校内での居場所づくりを進めた。配置したスクールソーシャルワーカーが不登校生徒の家庭環境への働きかけを行っている。適応指導教室等も含め連携しながら、組織的な対応を続けていく。</p> <p>③ 児童虐待については、広報紙や町ホームページのほか、講習会等で虐待防止の啓発を4回行った。また、要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議等を開催し、関係機関と連携を図りながら要保護児童世帯等の支援を行った。下半期に向け、子育てに関わる職員等を対象に虐待に関する研修会を実施し、当該職員等の資質向上を図っていく。</p> <p>④ 生涯学習については、家庭教育学級や高齢者教室、趣味講座等、各種講座を実施し学習機会を提供した。公民館については、関係団体や利用サークルの支援を行うとともに、利便性向上のため施設等の工事・修繕を行った。図書館については、指定管理者と緊密な連携を図り、資料展示の工夫を図るなどの取組を行い、利用者満足度の向上を図った。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進
Ⅳ2 子育て支援の充実
Ⅵ1 就学前教育と保育の充実
Ⅵ2 教育環境の充実
Ⅵ3 生涯学習の推進
Ⅵ4 青少年育成の推進
Ⅵ5 スポーツ・芸術文化の振興
Ⅵ6 文化財の保存と活用

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育管理課	関田 直也
1. 現状と課題	
<p>① 就学援助制度について、町ホームページでの情報公開や学校でのリーフレット配布など制度周知への取組を継続的に行っているが、援助を必要とする人が漏れることのないよう更なる制度周知に取り組む必要がある。令和6年度においても、制度周知への改善・見直しを継続しながら、学校や関係機関等と連携し、適切な就学支援に取り組む必要がある。</p> <p>② 教育委員の資質向上について、新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せ、教育現場における諸課題を題材とした各種研修会が広く開催されるようになり、参加の機会が増加した。現在、学校教育における変化は著しく、様々な課題があるため、令和6年度においても、各種研修会に積極的に参加し、教育現場における諸課題への理解を深めるとともに、教育委員の資質向上に取り組む必要がある。</p> <p>③ 学校施設については、老朽化による大規模改修が必要な状況であるため「学校施設の個別施設計画」に基づき長寿命化改修などを行うとともに、現個別施設計画の計画期間が令和6年度までのため、新たな計画を策定する必要がある。小規模な工事や日常、緊急的に行う修繕については学校運営に支障の無いよう実施時期や期間を検討し適切に行う必要がある。</p> <p>④ ICT環境の整備については、「GIGAスクール構想」により整備したタブレットや通信環境を、授業や校務支援においてより有効に活用できるように、さらなる周辺機器、ソフトウェア・アプリなどの調査研究を行う。</p> <p>⑤ 近年、猛暑が予想される夏の気候に対し、熱中症予防を図りながら体育の授業や部活動を行うにあたり、屋内運動施設等への空調機器導入の必要性が高まっている。加えて災害時の避難所としても利用される学校の屋内運動施設についても空調機器設置は重要な意味を持つ。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 就学時健康診断や児童生徒の転入・編入時における保護者への制度説明や、個別対応による詳細説明を継続して実施し、学校からの保護者メールを利用するなど児童生徒の保護者への周知方法の改善を行う。また、学校や関係機関と連携・情報共有し、該当世帯について実態把握や見守りを随時行う。</p> <p>② コロナ禍前のように群馬県教育委員会等主催の各種研修会の開催が予想されるため、教育委員への研修会の案内を適切に行うとともに、学校現場の視察の実施により学校教育に関する諸課題及び先進的な教育事例、今後の学校教育の在り方等について理解を深めるための環境を整える。</p> <p>③ 令和7年度以降の中長期を見据えた新たな個別施設計画を策定する。また、令和6年度は「西小学校校舎長寿命化改修工事Ⅱ期工事」が行われるため進捗管理を適切に実施する。学校それぞれの工事や修繕については、優先順位を検討しながら適切な進捗管理を行い、学校運営が適切に保てるよう実施する。</p> <p>④ 導入を進めているデジタル教科書や電子黒板などICT技術を授業において有効に活用するための事例研究や研修を行う。また教育用情報機器の入替えに伴い、小中学校の授業を進める上で有益な周辺機材やオンライン授業のための機材の選定・導入を行う。</p> <p>⑤ 令和6年度は学校の屋内運動施設等への空調機器導入設置工事に向けた、調査設計を行い導入機器や費用、工事期間などを検討し設置工事への準備を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 就学援助制度については、児童生徒の転入・編入時に保護者への制度説明を遺漏なく実施している。今後実施予定の就学時健康診断の場における、新入学児童の保護者に対する制度説明の準備を整えた。また、正確な収入状況の把握ができるよう、学校と連携して世帯の状況確認を行っている。さらに、援助を必要とする人が漏れることのないよう、他部署から該当世帯へ通知を発送する際リーフレットが同封できるかの相談を行い、新たな制度周知に取り組んでいる。</p> <p>② 教育委員の資質向上については、邑楽郡教育委員会連絡協議会等が実施する各種研修の案内を行い、先進的な教育事例及び教育現場における諸問題への理解を深めるための環境を整えている。また、教育委員の意見交換の場において、事業の進捗状況の報告や教育委員からの提案によるテーマについて情報共有、教育現場における諸問題への意見交換を行っている。</p>	

- ③ 個別施設計画との整合性を図りつつ、現「学校施設の個別施設計画」に基づき実施してきた南小学校及び西小学校長寿命化改修工事の実績も考慮し「学校施設の個別施設計画」の改訂を進めた。「西小学校校舎長寿命化改修工事Ⅱ期工事」については、定例会議にて毎回工事現場の目視を行い進捗状況の確認を行った。各学校の工事や修繕については、緊急なケースを優先した進捗管理を行い適切な学校運営に努めている。
- ④ 小中学校すべての普通教室に電子黒板を導入し、タブレット端末、デジタル教科書といったICTと併せて有効に活用するため、教育指導課と連携し各校で研修を行った。また、良好な通信環境整備のためネットワークアセスメントを行った。教育用情報機器の入替えに際しては、学校からの要望に加えこれからの一人一台端末を考慮した機材の選定・導入を行った。
- ⑤ 中学校屋内運動施設等への空調機器導入設置工事に向けた設計、予算措置を行い入札準備を行った。落札後は、令和7年度の夏までの導入を目指した進捗管理を行う。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	施設整備事業(小学校)
	施設整備事業(中学校)

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育指導課	岡田 健児
1. 現状と課題	
<p>① 各校の課題を踏まえながら、校内研修の充実を図り、教師の資質及び指導力を向上させることで児童生徒の学力を向上させていく必要がある。</p> <p>② 不登校児童生徒及び保護者への支援をきめ細かに行うとともに、新たな不登校を出さないための取組や学校復帰に向けた取組を、工夫・改善させていく必要がある。</p> <p>③ 1人1台の情報端末を、授業や学校生活等で有効に活用できるよう、教員のICT活用能力や指導力向上を図る必要がある。</p> <p>④ 学校給食に対する保護者支援に継続して取り組むとともに、学校給食費の未納対応を計画的・継続的に行い、収納率を維持・向上させていく必要がある。</p> <p>⑤ 在籍数(在籍割合)が増加している外国籍児童生徒に対する日本語教育や教科指導、及び、学校生活への適応指導を充実させていく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 各校の課題を明確にし、講師を招聘するなど教職員研修を実施する。各校で特色ある取組を推進し、教育課程を工夫しながら各校の課題解決を図り、児童生徒の学力向上を推進していく。</p> <p>② 児童生徒・保護者に寄り添い、個に応じた支援を行う。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制や家庭支援を実施し、適応指導教室等の関係する施設と連携を図りながら、組織的不登校対応に取り組む。</p> <p>③ 町内小中学校の教員が、授業や学校生活等で情報端末等のICT機器を効果的に活用できる校内研修及び町教委による研修(町教育研究所・ICT活用研究班)を継続し、ICT活用能力および指導力を高めていく。</p> <p>④ 町の保護者支援(学校給食費補助)については、継続して周知していくとともに、支援についても継続して取り組んでいく。また、給食費の集金方法も工夫・改善し、未納家庭の徴収についても家庭訪問、申出徴収を計画的に実施し、収納率の維持・向上を図る。</p> <p>⑤ 外国籍児童生徒の「個別の指導計画」に基づき、日本語学級での日本語指導や教科指導、学校生活への適応指導の充実を図る。多言語サロンによる外国籍児童生徒や保護者支援の充実を図り、円滑な就学を目指す。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 子ども達の自己肯定感向上に向け「感情マネジメント」の町全体研修会を実施し、現在の子ども達の実態とその対応法についての認識を高めた。学校訪問では各校の研修の取組状況や授業について指導主事より指導を行った。特に、子ども達が前向きに学校生活を送れることが意欲向上、学力向上につながることを継続指導していく。</p> <p>② 小学校への「心の相談員」配置と不登校対応教室づくりを行い、校内での居場所づくりを進めた。配置したスクールソーシャルワーカーが不登校生徒の家庭環境への働きかけを行っている。適応指導教室等も含め連携しながら、組織的な対応を続けていく。</p> <p>③ 6月に整備された電子黒板の使い方を中心にICT機器活用について、配置されたICT校務支援員や業者による研修会を各校で複数回実施した。研究所のICT活用研究班研修で各校の取組を共有している。学校訪問では電子黒板やタブレットを活用した授業が多く見られた。引き続き研修を行いICT活用能力の向上を図る。</p> <p>④ 町の保護者支援として、令和7年度からの学校給食費無償化事業及び給付事業の実施に向け、庁内会議に提案している。給食費の未納徴収については家庭訪問を実施したり、申し出徴収を計画的に進めたりしたことで令和5年度の未納分は全て徴収した。給食費無償化及び給付事業の実施に向けた連絡調整、事務準備を行っていく。</p>	

⑤ 研究所の日本語教育研究班研修で、「個別の指導計画」の作成とその実践を指導している。多言語サロンの開設日を1日増やし、増加している編入生や保護者に対応している。令和7年度からの日本語指導助手の増員と多言語サロンのプレスクール化に向けた連絡調整、事務準備を行っていく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	学力向上対策推進事業
	小学校英語教育推進事業
	いじめ防止対策事業
	適応指導教室事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
こども課	齊藤 豊
1. 現状と課題	
<p>① 子育て支援については、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する子育てニーズに対応するための各施策を推進する必要がある。</p> <p>② 保育行政については、効率的な保育園の運営をはじめ、特別保育など、ニーズに対応する子育て支援を行っていく必要がある。</p> <p>③ 児童虐待については、虐待事案がより複雑となってきたことから、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図っていく必要がある。</p> <p>④ ひとり親家庭に対し、自立し、安定した生活ができるように、就労支援や経済的支援が必要である。</p> <p>⑤ ファミリー・サポート・センター事業については、会員が安全に相互に援助活動ができるように支援していくとともに、子育て中の保護者をサポートしていく必要がある。</p> <p>⑥ 保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、学童保育の充実を図る必要がある。</p> <p>⑦ 国際化する社会に対応できるグローバルな人材を育成するため、幼児期からの英語教育を推進する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 子育て支援については、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係機関等と連携を図り、子育て施策の推進を図る。また、令和7年度から実施する次期計画について、現状のニーズを踏まえて策定していく。</p> <p>② 保育園については、南保育園及び西保育園の円滑な民営化を進める。また、特別な配慮が必要な児童等に対する保育の提供や保育の質の向上のため、県等の主催する研修に積極的に参加するとともに、アレルギー対策については、園内で共通理解を深め適切に対応する。</p> <p>③ 児童虐待については、広報紙や町ホームページ、各種のイベントなど様々な機会を捉えて虐待防止のための啓発を行うとともに、相談・支援体制を強化し、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して情報共有を行い、要保護児童世帯等を継続的に支援していく。また、子育てに関わる職員等を対象に虐待に関する研修会を実施し、当該職員等の資質向上を図る。</p> <p>④ ひとり親家庭については、児童扶養手当の支給や入学及び進学支度金制度の周知を図り支援を行っていく。また、生活を安定させ自立できるようにハローワークと連携し就労支援相談を行い、就労へとつないでいく。</p> <p>⑤ ファミリー・サポート・センター事業については、事業の周知を行い会員数の増加を図る。また、会員向けの講習会を実施し会員の資質の向上を図るとともに、子育て中の保護者支援の充実に努める。</p> <p>⑥ 学童保育については、指定管理者と連携を図りながら、子どもを安心して預けられる学童保育を実施していく。また、学童保育の利用者が年々増加していることから、学校施設等を利用するなど、関係機関と連携して児童の安全を確保する。</p> <p>⑦ 保育施設等で実施している英語教育推進事業について、広報紙や町ホームページで周知し、利用促進を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 子育て支援事業については、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を実施している。また、令和7年度からの次期計画については、現状のニーズを踏まえた内容となるよう策定していく。</p> <p>② 保育園の民営化については、引継ぎ等を協議する三者協議会において、予定していた案件について合意形成が図れた。下半期は、引継ぎ保育や協定等の手続きを適切に行っていく。保育士の研修については、特別な配慮が必要な児童やその保護者支援の研修会を実施できた。今後も研修等に参加するなど、さらに保育の質の向上に努めるとともに、アレルギー対策については、引き続き適切な対応を図っていく。</p>	

- ③ 児童虐待については、広報紙や町ホームページのほか、講習会等で虐待防止の啓発を4回行った。また、要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議等を開催し、関係機関と連携を図りながら要保護児童世帯等の支援を行った。下半期に向け、子育てに関わる職員等を対象に虐待に関する研修会を実施し、当該職員等の資質向上を図っていく。
- ④ ひとり親家庭については、広報紙等で児童扶養手当の支給や入学及び進学支度金制度の周知を図った。また、ハローワークと連携し就労支援相談を行った。下半期も引き続き、各種制度の周知を行うとともに、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援していく。
- ⑤ ファミリー・サポート・センター事業については、広報紙等で事業のPRを行うとともに、会員講習会を5回開催し会員の増加や資質の向上を図った。下半期も引き続き事業のPRを積極的に行い会員の増加を図っていく。
- ⑥ 学童保育については、指定管理者と連携を図りながら、子どもを安心して預けられるよう努めている。学童保育利用者が増加しているため、より安全に子どもを保育できるよう、引き続き指定管理者や学校と連携し対応していく。
- ⑦ 英語教育推進事業については、広報紙や町ホームページのほか、新たに乳幼児健診等の際にPRを行い、利用促進に努めている。下半期も、より積極的に事業を周知し、利用者の増加を図っていく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
IV2 子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業
	子ども家庭総合支援拠点事業
VI1 就学前教育と保育の充実	北児童館管理運営事業
	東児童館管理運営事業
	西児童館管理運営事業
	南児童館管理運営事業
	学童保育学習サポート事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
生涯学習課	初谷 英之
1. 現状と課題	
<p>① 生涯学習については、町民の学習意欲を高めるため、町民ニーズや生活課題に応じた学習機会と学習情報を提供していく必要がある。また、あらゆる機会、あらゆる場所において学習できるよう、公民館については事業の充実と利便性の向上を図るとともに、図書館については指定管理者と緊密な連携を図っていく必要がある。</p> <p>② 青少年健全育成については、青少年を取り巻く環境の変化に対応できるよう、家庭・地域その他関係機関・団体相互の情報共有と連携を図るとともに、インターネットの適正利用について、継続した周知啓発が必要である。また、放課後子ども教室については、事業の継続ができる体制づくりが必要である。</p> <p>③ 人権教育については、全ての町民が人権についての正しい知識と行動を身につけられるよう、人権に関する学習機会を提供するとともに、人権教育啓発員と連携した事業を実施し、人権教育及び啓発活動を充実させていく必要がある。</p> <p>④ スポーツ振興については、町民誰もが安心して気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる機会を提供するとともに、町民ニーズに応じた事業実施のため、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団や体育協会等関係団体と連携を図っていく必要がある。</p> <p>⑤ 文化振興については、優れた芸術文化に触れる機会を提供するとともに、文化振興の拠点である文化むらの施設整備を行うため、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団と連携を図っていく必要がある。</p> <p>⑥ 文化財保護については、町民の各種文化財への保護意識高揚のため、啓発事業等を実施するとともに、埋蔵文化財の資料展示の充実を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生涯学習については、あらゆる機会、あらゆる場所において学習できるよう、施設の利便性の向上を図るとともに、ライフステージに応じた学習機会と学習情報を提供していく。</p> <p>② 青少年健全育成については、関係機関・団体相互の情報共有と連携を図るとともに、各種の青少年健全育成活動を実施する。また、放課後子ども教室については、引き続き事業を実施するとともに、持続可能なスタッフ体制の強化に取り組む。</p> <p>③ 人権教育については、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、人権教育啓発員や関係各課等と連携を図り、人権教育及び啓発事業を実施する。</p> <p>④ スポーツ振興については、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団や体育協会等の各種団体と連携を図り、町民誰もがスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会の提供に取り組む。</p> <p>⑤ 文化振興については、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団が実施する文化振興事業の検証を行うとともに、文化むらの修繕等を計画的に実施する。</p> <p>⑥ 文化財保護については、「仙石専光寺付近遺跡」の整理事業の終了に伴い、報告書を刊行するとともに、引き続き町指定文化財の保護を実施する。また、「伝統芸能まつり」を開催し、無形文化財及び民俗芸能等の保護・啓発に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 生涯学習については、家庭教育学級や高齢者教室、趣味講座等、各種講座を実施し学習機会を提供した。公民館については、関係団体や利用サークルの支援を行うとともに、利便性向上のため施設等の工事・修繕を行った。図書館については、指定管理者と緊密な連携を図り、資料展示の工夫を図るなどの取組を行い、利用者満足度の向上を図った。</p>	

- ② 青少年健全育成については、関係団体と連携し青少年健全育成パトロールを実施するとともに、県警少年支援官を講師に招き「青少年健全育成講演会」を開催した。また、少年の主張大泉町大会への出席を高齢者教室の1講座として位置付け、多くの方に聞いていただけるよう工夫して取り組んだ。また、放課後子ども教室については、4月に参加者募集を行い、予定どおり5月から実施している。
- ③ 人権教育については、人権についての正しい理解と行動を身につけられるよう、「町ぐるみ人権教育推進大会」開催に向けた準備を行うとともに、人権教育啓発員を中心に、各地域公民館単位で「地区別人権啓発事業」を実施している。
- ④ スポーツ振興については、体育協会等と連携を図り、町民誰もが安心してスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、町民体育祭やスポーツ・レクリエーション祭の競技種目等の見直しを行った。また、例年9月に開催している町民スポーツ・レクリエーション祭を猛暑のため11月の開催へ変更した。また、本町出身者のパリオリンピック出場に向けての応援、地元企業のSUBARU陸上競技部所属選手のパリオリンピック及びパリパラリンピック出場の際の応援や周知を行った。
- ⑤ 文化振興については、11月に開催する大泉歴史ウォーキング事業について、参加者募集を9月から開始した。また、文化むらの施設修繕工事を実施、指定管理者である(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団に対し、管理運営状況に係るモニタリングを実施した。さらに、令和7年度からの文化むらの指定管理者選定に向けた取組を行った。
- ⑥ 文化財保護については、令和5年度に整理作業を完了した仙石専光寺付近遺跡の報告書の刊行に向け、業者選定等の取組を行った。また、開発計画等にとまない埋蔵文化財保護に係る試掘調査を実施した。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進	町ぐるみ人権教育事業
Ⅵ3 生涯学習の推進	各種生涯学習講座事業
	生涯学習関連講座事業
Ⅵ4 青少年育成の推進	青少年健全育成事業
	放課後子ども教室事業
Ⅵ5 スポーツ・芸術文化の振興	文化振興事業
	文化むら施設管理事業
	町民体育祭事業
	町民スポーツ・レクリエーション祭事業
Ⅵ6 文化財の保存と活用	伝統芸能祭事業
	埋蔵文化財整理事業